

## 少年刑事司法法典の諸規定を解説する通達(二)

フランス刑事立法研究会（訳）

井上，宜裕  
九州大学大学院法学研究院：教授

大貝，葵  
金沢大学人間社会研究域法学系：准教授

<https://doi.org/10.15017/4796026>

---

出版情報：法政研究. 89 (1), pp.344-333, 2022-07-29. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン：

権利関係：

## 少年刑事司法法典の諸規定を解説する通達(二)

## フランス刑事立法研究会(訳)

はしがき

少年刑事司法法典の諸規定を解説する通達

付属文書1…少年刑事司法の一般原則(以上、88巻4号)

付属文書2…手続の解説

1. 訴追の前段階または訴追に代替する段階

2. 公訴の開始(以上、本号)

3. 少年係判事及び少年裁判所において適用される手続

4. 司法上の調査の際に適用される諸規定

付属文書3…教育的措置及び調査措置

付属文書4…保安的措置の適用範囲

付属文書5…刑罰及び少年の拘禁制度にもたらされる変革

付属文書6…被害者への配慮の改善

付属文書7…情報共有

付属文書8…海外県における適用

付属文書9…新规定の時間的適用範囲

## 付属文書2 手続の解説

## 1. 訴追の前段階または訴追に代替する段階

1. 1. 子どもの最善の利益を考慮した訴追の時宜性  
第L. 四二二―一条は、共和国検事が、公訴に関する決定にあたり、少年の人格、並びに、少年の生活及び教育状況を同様に考慮する旨規定する。

公訴に関する決定がいかなるものであれ、共和国検事は、子どもの行政的または司法的保護を、管轄する機関に少年を付託すべきか否かにつき評価する。対応としてはこの付託で十分であるとみなされる可能性もある(第L. 四二二―一条)。第D. 四二二―一条は、とりわけ、弁識能力の欠如を理由とした不起訴決定の後に、上記付託の要否の評価を行うよう検察官に促している。

この新规定は、刑事的反作用と子どもの保護の問題を同時に扱う、検察官の二重の任務を公認するものである。本規定は、犯罪を行う少年もまた、保護を検討すべき少年であるということ想起させる。従って、本規定は、少年に刑事責任を問うために、少年の最善の利益に沿って、顧慮されなければならない原則を喚起する序章の延長上に位置づけられている。

1. 2. 訴追代替手段及び刑事和解に適用されうる制度の明確化

1. 2. 1. 訴追代替手段

第D. 四二二―二条の適用において、一三歳未満の少年が訴追代替措置の対象となりうるのは、手続の結果、第L. 一―一条の意味における弁識能力の存在が明らかになる場合に限られる。

**制度。** 訴追代替手段として命じられる措置の制度は、第L. 四二二―一条及び第L. 四二二―二条に規定されている。当該制度は、一九四五年二月二日のオールドナンスの底下に存在する制度と類似しているが、以下の点で異なる。

― 修学または職業訓練に対する勤勉さの証明を少年に求める措置の創設

― 訴追代替措置の執行を少年司法保護局の機関または資格を付与された者へ委託する可能性の明示。

訴追代替手段として命じられる調停及び賠償措置の制度が創設される。この制度は、司法上の教育的措置(MEJ)中の賠償モジュールの制度を改めて採用したものである(第D. 四二二―三条乃至第D. 四二二―五条)。

1. 2. 2. 刑事和解  
一三歳以上の少年への適用。これまでと同じく、刑事和

解は、人格に適合的であると思料される場合、一三歳以上の少年に適用されうる。(第L. 四二二―三条)。

**制度。** 第L. 四二二―三条及び第L. 四二二―四条で定められる刑事和解の制度は、一九四五年二月二日オールドナンス第七―二条の制度を改めて用いている。にもかかわらず、第L. 四二二―四条は、今後、刑事和解が第一級から第四級の違警罪に関して違警罪裁判所により有効化される旨規定する。さらに、刑事訴訟法典(CPP)第四一―二条の諸規定は、一定の刑事和解の提案について裁判官による有効化を要件としておらず、少年に対する当該規定の適用が明文で排除されている。第L. 四二二―四条は、刑事和解を実施するためには、共和国検事が、弁護人の立ち合いの下、少年及び少年の法定代理人の同意を得なければならぬ旨規定する。最後に、提案される措置の実施期間は、一年から六か月に短縮される。

**必要な社会教育的情報収集(RRSE)。** 刑事和解の場合、少年裁判所(Tribunal de la Jeunesse)で教育的任務を担う少年司法保護局の機関、または、地域計画に従って定められる地方組織編制に基づく社会内処遇機関により、RRSEが必要的に実施される(第L. 四二二―四条第一項)。

市民訓育研修。刑事和解として市民訓育研修が命じられる場合、第D・四二二―六条は、司法上の教育的措置(M E J)の枠内で命じられる当該研修の受講義務の制度及び態様を定める、第D・一一二―八条乃至第D・一一二―七条を準用する。

無報酬労働(TNR)。刑事和解として命じられるTNRの制度は、第R・四二二―七条乃至第R・四二二―五条に明示される。当該制度は、少年刑事司法法典(CJPM)第L・一三―二条及び第L・四二二―三条に従い、刑事和解の原因となった行為の時点で一六歳以上の少年にのみ宣告されうる。実施期間は、六か月を超えない範囲で、共和国検事がこれを定める。実施時間は、CJPM第四―二条により最大一〇〇時間に制限されている。第R・四二二―七条に従い、共和国検事により定められる時間は、少年に適合したものでなければならず、訴追または就学及び職業訓練の確保に伴う制約を考慮しなければならない。一日の労働時間が八時間を超えることはできない。TNRは、一六歳以上の少年の労働時間を定める労働法の諸規定に従って執行される。検討される配属につき、その適性を示す診断書が少年によって提出されなければならず、併せて、当該少年の社会保険加入に必要な書類も提出されな

ればならない。

無報酬労働の職務は、少年の年齢及び人格に適合的でないければならない。当該職務は、教育的性質を呈していなければならず、少年の社会再統合を促進しうるものでなければならぬ。

CJPMの施行日より、PJJの公的部門及び認可された民間部門の機関は、TNRの実施の監督を行うことができる。最初は、CJPMの新たな措置であるTNRの実施は、公益奉仕労働(TIG)との一貫性を確保するため、PJJの公的部門に優先的に委託されることになろう。

認可手続は、公益奉仕労働のために定められる手続と同一であり、第R・一二二―一条及び第R・一二二―二条に記されている。二〇二一年四月八日の法律第二〇二―一四〇一号の適用により、当該手続は、受け入れ施設の認可手続、公益奉仕労働の職務に関する登録及び配属手続について脱司法化に向かって進展している。認可決定は、今後、少年司法保護局地域局長に委託され、少年係判事、共和国検事、県知事及び認可を受ける施設へ通知される。

共和国検事は、TNRを実施する任を負う機関の提案に基づき、配属命令の中でTNRの実施態様を定めた上で、当該機関、少年、少年の法定代理人、及び、無報酬労働に

より利益を得る組織に通知する（第R、四二二—一三条）。他方で、第R、四二二—一五条は、TNRの実施が困難な場合、とりわけ、その困難が少年の行動に関連している場合、TNRを実施する任を負う機関が、遅滞なく、共和国検事に通知し、報告書を送付する旨規定する。無報酬労働の実施終了後一か月以内に、報告書が共和国検事に送付される。

### 1. 3. 検察官とPJJ地域局との協議

今次の改革を説明する本通達が示すように、訴追代替手段及び刑事和解措置を刑事政策の方針決定中に含めるのが適切である。これらの措置は、さまざまな訴追代替手段及び刑事和解を宣告する可能性をもたらず協力者のネットワークに支えられている。少年を担当する検察官とPJJ地域局との定期的な会合の際に、地域的提携、パートナーシップ、並びに、訴追代替手段及び刑事和解の実施態様が、有効に定められうるであろう。この点、刑事、恩赦局と少年司法保護局の間の覚書は、近隣裁判<sup>6</sup>の枠内で少年に適用されうる、訴追代替手段の提供内容及びその態様について明記している。

## 2. 公訴の開始

### 2. 1. 公訴開始の条件

CJPMは、第一級乃至第四級違警罪及び重罪につきいかなる変更も行っていない一方で、一九四五年二月二日のオールドナンス第八条に規定される軽罪及び第五級違警罪に関する必要の予審の原則を廃止している。公訴は、今後、重罪及び複雑な軽罪については、司法上の予審の開始によって、軽罪及び第五級違警罪については、少年のための判決裁判機関への係属によって開始されることになる（第L、四二三—二条）。

その裁判機関は、原則的には、少年係判事（JE）である。

一定の条件の下、この裁判機関は、少年裁判所（TPE）となりうる。即ち、少年が一三歳以上で、科される刑罰が三年以上の拘禁刑である場合で、かつ、少年の人格または行為の重大性もしくは複雑性がそれを正当化する場合である。CJPMは、一九四五年オールドナンスが定めていたように、七年以上の拘禁刑が科される一六歳以上の少年に対する、少年裁判所の排他的管轄をやはり規定していない。かくして、今後は、これらの行為については少年係判事と少年裁判所の管轄が競合して存在し、むしろ、その振り分

けは、具体的には、少年裁判所係属の上記条件の充足に依拠することになる。

本通達は、有責性に関する判決を目的としたTPEへの係属は、例外的であるということを想起させる。本通達は、TPEへの係属が、手続の重大性または複雑性を理由に、合議による有責性の検証を必要としている手続に留保されるべきであるということを示している。

その上、裁判機関は、原則として、試験観察手続に従った判決を目的に係属される。例外的に、少年裁判所は、一回限りの審理での判決を目的として係属されうる(第L. 四二二—二条第三項、下記2. 4. 参照)。

少年のための裁判機関への係属態様は簡素化される。これらの裁判機関には、今後、召喚状 (convocation) によって、または、検察官の元への召喚の調書 (procès-verbal de défèrement) により事件が係属される(第L. 四二二—七条)。検察官の請求による係属は廃止される。

## 2. 2. 召喚状によるJ.EまたはTPEへの係属

判決のための召喚状には、少年係判事または少年裁判所が試験観察手続に従い裁定を下すが、第L. 五二—二条の条件が揃えば、一回限りの審理において少年に判決を下

すことができる旨記載されている。いずれにせよ、一回限りの審理での判決は、一定の条件を充足し、かつ、検察官の元への召喚の枠内でのみ可能である以上、一回限りの審理での判決を目的とした召喚状によって、少年裁判所または少年係判事に事件が係属される可能性はない。

少年係判事または少年裁判所の元への召喚状は、少年が委託されている施設の長を含む、限定列举された名簿に従って、共和国検事の指示に基づいて交付される(第L. 四二二—七条)。当該召喚状は、正式な召喚 (citation à personne) に相当するもので、一定の記載事項を含んでいなければならない。その記載事項は修正される(第L. 四二二—八条)。召喚状には、とりわけ、適切な成人の関与及び少年の権利の通知に関する第L. 三二—一条の諸規定が記載されていなければならない(第D. 四二二—四二条)。召喚状は、少年の法定代理人、及び、少年が委託されている人または機関へ、直ちに送達されなければならない(第L. 四二二—八条第七項)。これらの記載事項は、少年が署名した調書によって正式に決定される。

審理日は、召喚状の交付後、一〇日以上三か月以内で設定されなければならない。本通達に示されるように、少年の召喚は、少年の状況を日常的によく知っている少年係判

事の審理へ優先的になされることが適切であろう。これらの期間を遵守しつつ、少年は、自己に関するさまざまな手続の統合の枠内で、既に定められている審理日に、適宜、召喚される。

少年に交付される召喚状は、正式な召喚に相当する（第L. 四二二―八条第八項）。その結果、少年が有責任の審理に出頭しなかったとしても、下された判決は、通知されるべき対審によつたものとされることになる。制裁宣告の審理に際しては、（上訴の場合を除き）この判決が終局的なものとなるべく、当該判決の迅速な通知へ特別な配慮が払われることになるう。

最後に、検察官は、少年係判事または少年裁判所に事件を係属するにあたり、社会教育的情報収集を命じ、この調査が手続に付け加わることになるう。

## 2. 3. 検察官の元への召喚の調書によるJ EまたはT P Eへの係属

検察官の元への召喚の枠組において、共和国検事は、教育的試験観察手続に従い、判決を目的として少年係判事または少年裁判所へ事件を係属することができる。同様に、共和国検事は、例外的に、第L. 四二二―四四条に列挙され

る条件が重疊的に充足される場合にのみ、一回限りの審理を目的として少年裁判所へ係属することもできる（下記2. 4. 参照）。

検察官の元への召喚は、いくつかの段階に分けて展開され、さまざまな司法官の介入を要しう。

## 2. 3. 1. 共和国検事の元への少年の出頭

第L. 四二二―六条の適用において、少年は、共和国検事の元へ出頭し、少年の弁護士も同席する。

出頭に先立ち、共和国検事は、社会教育的情報収集の実施を要請する。この情報収集を実施することにより、共和国検事は、必要に応じて、一時的措置に関する自らの請求を調整し、これらの一時的措置について裁定を下すことになる少年係判事に対し情報の提供を保障することができるであろう。加えて、共和国検事は、あらゆる手段を通じて、少年の法定代理人及び少年が委託されている人または機関に通知しなければならない。

共和国検事の元への召喚に際し、共和国検事は、少年の本人確認を行い、非難が向けられている行為とその法律上の擬律を少年に通告し、意見を表明する権利、自身に提起されている質問に答える権利または黙秘する権利を少年に

告知し、審理の場所、日時(二〇日以上三か月以内の期間で設定される)を通知するとともに、少年の意見を聴取しまたは尋問を行う。必要な場合、弁護人の所見も同様に聴取される。

これらの形式を記載した調査が作成されなければならない。この要件を充足しない場合、無効となる。この調査は、判決裁判所への係属記録を構成する。加えて、第L. 四二一―四二八条は、調査に記されなければならない全ての記載事項及び情報を列挙している(訴追されている行為、当該行為を規定しそれを処罰している法条、被訴少年に適用される権利等)。

第D. 四二一―四五条の適用において、被害者には、あらゆる手段を用いて、審理の日が通知されなければならない。有責性の審理に関する当該通知が交付されることで、被害者は、有責性の審理から、私訴原告人となることが可能となる。これにより、私訴に関する被害者の主張につき、一九四五年オールドナンスの下で認められてきた期間よりも短い期間で裁定が下されることになる。

これらの手続が取られた後、共和国検事は、一時的な司法上の教育的措置(MEJP)、司法統制処分(二三歳以上の少年)、または、電子監視付居住指定(一六歳以上の少年)

を請求する場合、少年係判事の元に少年を出廷させる。

従って、検察官の元への召喚が特に有用であるのは、審理までの間、一時的な(教育的また保安的)措置の実施が必要と史料される状況においてである。

精確に示しておくべきは、係属の様相がいかなるものであれ、裁判機関は、少年の人格に関し十分に情報を有しており、試験観察期間を開始する必要があると史料する場合、有責性の審理に際し、第L. 五二一―五二二条に反して、当事者の意見を聴取した後、(有責性及び制裁に関する)一回限りの審理で判決すると決することが可能という点である(第L. 五二二―五二三条)。必要に応じて、共和国検事は、この意味における請求を行うことができる。

2. 3. 2. 少年係判事の面前への少年の召喚

少年係判事は、MEJP、司法統制処分もしくは電子監視付居住指定(ARSE)の宣告を目的とした請求が付託される場合、対審の後、執務室において裁定を下す(第L. 四二一―四二九条第八項)。共和国検事のこの審理への出席は、一六歳未満の少年の司法統制処分及びARSEについてのみ、必要となる。

対審の間、少年係判事は、共和国検事が出席している場



合には、その請求に関し共和国検事の意見を聴取し、次いで、少年及びその弁護人の所見を聴取する。必要に応じて、少年係判事は、少年の法定代理人及び少年を引受けている機関の代表者の所見を聴取する。

例外的事情を除き、原則として、RRSE実施の任を負う少年司法保護局の機関は、検討される教育的提案を報告するため、審理に出席する。

少年係判事は、理由を付した命令により裁定を下す。

軽罪に関して、最初から勾留に付することができるのは、一六歳以上の少年が一回限りの審理のために少年裁判所へ訴追され、かつ、自由と拘禁判事の管轄に服している場合に限られる(下記2. 4. 参照)。

2. 3. 3. 検察官の元への召喚から有責性の審理までに取られる措置の監督

**少年係判事の権限。** 第L. 四二三—一二条に従い、少年係判事は、判決裁判機関への少年の出廷まで、命じられた措置の取消または修正につき裁定を下す権限を有している。少年係判事は、同様に、命じられた保安的措置の取消を目的として、自由と拘禁判事へ事案を付託する権限を有する。想起しておくべきは、憲法院の裁決は、司法上の予

審手続のみを対象としており、従って、保安的措置を宣告しまたは修正した判事が判決裁判機関の裁判長を務めることを妨げないということである。

**保安的措置の不遵守。** 同条の適用において、少年係判事は、少年による司法統制処分または電子監視付居住指定上の義務の不遵守を確認した場合、検察による請求を目的として共和国検事に一件書類を送付し、措置の取消及び勾留を目的に自由と拘禁判事に事件を係属させることができる。検察官の元への召喚と判決審理の間に、司法統制処分または電子監視付居住指定の取消があった場合、判決審理は、勾留から一か月以内に、少年裁判所において開廷されなければならず、その際、少年は勾留場所から判決審理に出廷する。一か月を徒過した場合、少年は職権により保釈される(第L. 四二三—一二条<sup>7)</sup>。従って、二〇二一年三月九日の覚書(note)に示されているように、事案の審理においてこの点を考慮し、緊急時に備えて審理枠の空きを確保することが望ましい。

**自由と拘禁判事の権限。** 自由と拘禁判事は、判決裁判機関への少年の出廷まで、自身に付託されるべき保釈請求につき裁定を下す権限を有する。自由と拘禁判事は、検察による請求を目的とした共和国検事への一件書類の送付後五

日以内に裁定を下し、少年の人格と少年の状況の変化に関する有益な全ての情報を少年係判事に請求する(第L. 四二二—一一条第三項)。少年係判事は、自由と拘禁判事に對して、少年の状況の変化に関する有益な全ての情報を伝達し、とりわけ、保釈した場合に当該少年について想定される、就学、社会復帰または収容の態勢を通知する(第D. 四二二—八条)。この目的は、保釈請求について裁定を下すに先立ち、自由と拘禁判事が少年の状況を理解できるようにすることにある。これらの情報が、少年が拘禁されることになった手続の一件書類にある人格の項目に記載されていない場合、少年係判事は、デジタル化された人格の単一書類とは別に、少年の変化を記述した報告書、直近の決定(収容命令、日中受入れ決定等)、及び、検討中の計画に関する全ての情報を伝達することができる。

**一時的措置に對する控訴。** 檢察官の元への召喚と判決の間に命じられる一時的措置に関して、少年係判事及び自由と拘禁判事によって下される決定に對する控訴は、少年特別部の管轄に属する。控訴は、一〇日以内になされなければならない(第L. 四二二—一三条)。予審部は、司法上の調査の枠内で予審判事及び自由と拘禁判事によって下された決定に對する上訴につき、唯一管轄を有する。

**一時的措置の監督。** 檢察官の元への召喚に際し、MEJ P、保安的措置、及び(または)、司法上の教育的調査措置(MJIE)の実施のために指定された社会内処遇機関、並びに、必要な場合、モジュールの実施を担当する、認可された民間部門の機関は、有責任の審理に備えて、裁判機関に報告書を送付する任を負う。当該報告書は、防禦権の行使が可能となるように、審理に先立ち、送付されなければならない。例えば、審理が三か月後に設定される場合、報告書は、遅くとも、審理の一五日前には送付されることになる(第D. 三三二—二条)。この報告書は、少年の状況の変化に適合した教育的提案を含む。モジュールの枠内で認可された民間部門の機関により作成された報告書の写しが、MEJPを実施するために指定された社会内処遇機関に送付される。

(大貝葵)

2. 4. 一回限りの審理を目的とした共和国検事による少年裁判所(TPE)への係属

例外的かつ第L. 四二二—四条第三項を適用することにより、共和国検事は、(上記2. 3. 1. で詳述された態様に従って行われる) 共和国検事の元への召喚の枠内で、一回限りの審理を目的として、少年裁判所へ事案を係属す

ることが出来る。その際、少年裁判所は、有責性と制裁につき同一の審理において裁定を下す（下記3. 2. 参照）。これは、共和国検事の元への召喚の後、直ちに少年を勾留に付すことができる唯一の手続的方法を意味する（第L. 四二三―九条）。

**条件。**一回限りの審理を目的としたTPEへの係属は、厳格な規制に従った例外的手続を構成する。実際、次の条件が重疊的に充足されなければならない。即ち、少年の年齢、及び、科される拘禁刑の長さ（一六歳未満の少年については五年以上、一六歳以上の少年については三年以上）、並びに、教育上の前歴の存在、または、刑事訴訟法典第五五―一条で定められる軽罪につき同様に訴追されていること。

― 第L. 四二三―四条第二号a)の意味における教育的前歴とは、当該少年について、一年以内の日付で作成された報告書の原因となる他の手続の枠内で言渡された、教育的措置、司法上の教育的調査措置、保安的措置、有責性の宣告、または、刑罰の対象となった事実と定義される。

第D. 四二三―三条は、当該報告書が、教育的監督、措置の実施及び少年の成長に関する詳細な情

報、並びに、教育的提案を含んでいなければならない旨規定する。この報告書は社会教育的情報収集とはならないことが明示されるべきであつて、必然的に、教育的措置、保安的措置または刑罰の資格で少年に対して命じられた監督の枠内で作成された報告書が問題となる。少年が義務を懈怠した場合、報告書には、少年と面談するために機関によつてとられた手続が明示される。共和国検事は、例えば、当該報告書が、一件書類に添付されるべきであつたが、しかるべき時期にPJJによつて提出されなかつた場合、検事の元への召喚に際して、この報告書を請求しうる。共和国検事は、この報告書を手続の一件書類に添付しなければならない。一年以内の係属方法が追求されなければならないであろう。少年がCPP第五―一条で定められる軽罪につき同様に訴追される場合で、共和国検事が一回限りの審理を目的に少年裁判所に事件に係属させる場合、検事の元への召喚に際して作成された社会教育的情報収集で足り、これが一件書類に添付されなければならない。

勾留請求に際するJLDへの係属。少年裁判所が一回限りの審理を目的に事案に係属される場合(第L. 四二二―二条第三項)、第L. 四二二―九条第二号は、少年裁判所の元への出廷の後(上記2. 3. 1. 参照)、共和国検事が、(一六歳以上の)少年の勾留請求に関し裁定が下されるために、少年を自由と拘禁判事の元に出頭させる旨規定する。

共和国検事は、少年係判事が自由と拘禁判事に対して、少年の人格と状況に関する全ての有益な情報を伝達するよう、直ちに少年係判事に通知する(第L. 四二二―九条第七項及び第D. 四二二―七条)。そのため、自由と拘禁判事には、人格に関するデジタル化された単一ファイルに加えて、次のものが送付されるであろう。現在進行中の教育的監督の枠組で交付された報告書、司法上の教育的調査措置の報告書、精神医学鑑定書、直近の決定(収容命令、日中の受け入れ等)。

自由と拘禁判事は、共和国検事の請求を聴取する対審の後、少年及び少年の弁護人の所見を聴取し、必要に応じて、少年の法定代理人、少年が先行する措置の枠組で委託されたまたは受託された少年司法保護局の教育機関の代表者から所見を聴取した上で、執務室において裁定を下す。自由と

拘禁判事は、理由を付した命令によって裁定を下す(第L. 四二二―九条第八項)。例外的な状況を除き、原則として、R R S Eを担当する少年司法保護局の機関は、作成された教育的提案を主張するため、審理に出席する。

自由と拘禁判事は、少年の勾留を命じる場合、同時に、司法上の一時的教育的措置を命じる(第L. 三三三―三三条)。自由と拘禁判事がこの措置を命じない場合、可及的速やかにこれを行う義務が少年係判事にあるであろう。審理は、一か月以内に行われなければならない。この期間を徒過した場合、少年は釈放される(第L. 四二二―九条第二号)。裁判機関が事案の審理を後日に延期する場合、少年は最長一か月、勾留される(第L. 五二二―三三三)。

自由と拘禁判事は、勾留請求を認容しない場合、少年に対して、司法統制処分または電子監視付居住指定を命じることができ。自由と拘禁判事は、同様に、司法上の一時的教育的措置を命じうる。さらに、第D. 四二二―六条は、自由と拘禁判事が勾留請求を認容しない場合、少年係判事が、一〇日から三か月の期間を遵守しつつ、共和国検事によって当初設定、通知された召喚日を修正し、また、一か月の拘束期間を超えて、召喚日を遅らせることができる旨規定する。新たな召喚は、少年係判事またはその書記官に

資料  
よつて少年に通知され、被害者には、あらゆる手段を用いて、この新たな召喚日が通知されなければならない。

**手続の統合。** 少年係判事は、職権または共和国検事の請求に基づき、一回限りの審理を目的にTPEに訴追されている少年に関して現在進行している手続を統合することができる(第L. 四二三一一〇条)。かくして、少年係判事は、少年に対して既に設定されている制裁宣告の審理を繰り上げることや、少年に関する全ての手続が同時に判断されるように、一回限りの審理を目的に係属されたTPEの審理に制裁宣告の審理を移動させることもできる。

(井上宜裕)

(未完)

#### 原注

(6) 近隣裁判所の実施枠組における少年に提供可能な訴訟代替手段及び刑事和解の提供の発展に関する二〇二一年六月一日五日の公用文書DP2021/0075/B28号。

(7) [※記載なし]

(8) 即ち、犯罪を犯したかまたはこれに着手したことを疑うに足る一つまたは複数の合理的理由が存在する者による、(捜査の必要性から収集された痕跡や徴表との技術的・

科学的な比較検証に必要な外部的) 採取活動、または、警察ファイルの補充及び参照に必要な識別情報の収集活動(指紋、掌紋の採取、または、写真撮影)の拒否。

(9) なお、第D一一二一一一条、第D三三二一八条、第D三二二二条の適用により、この種の教育的報告書は、遅くとも当該措置の期間満了の一日前までに、判決後については六ヶ月ごとに提出しなければならない。

【付記】本資料は、二〇二一年度末延財団研究会助成の成果の一部である。